

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者5者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

日本交通技術株式会社

期間：令和8年2月20日～令和8年6月19日（4ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

期間：令和8年2月20日～令和8年4月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

大日コンサルタント株式会社

期間：令和8年2月20日～令和8年4月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社トーニチコンサルタント

期間：令和8年2月20日～令和8年4月19日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

丸栄調査設計株式会社

期間：令和8年2月20日～令和8年6月19日（4ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

日本交通技術株式会社、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社、株式会社トーニチコンサルタント及び丸栄調査設計株式会社（以下「当該事業者ら」という。）は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。